

地方分権を巡る直近の動き －地方が主役の国づくりを目指して－

1 第一期地方分権改革

(1) 地方分権の背景

- ① 中央集権型行政システムの制度疲労
- ② ソビエト連邦などの社会主義国の崩壊による東西冷戦の終結と中国などの市場経済化による地球規模での競争社会の到来、1992年(平成4年)の欧州連合条約の締結など変動する国際社会への対応
- ③ 東京一極集中の是正
- ④ 個性豊かな地域社会の形成
- ⑤ 高齢社会・少子化社会への対応

(2) 平成5年の国会決議と第一期地方分権改革

- ① 平成5年6月 衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」
- ② 平成7年7月 地方分権推進法の成立と「地方分権推進委員会」の設置

(委員長：諸井 太平洋セメント相談役)

【審議経過】

➤ 中間報告 (平成8年3月29日)
➤ 第1次勧告 (平成8年12月20日)
➤ 第2次勧告 (平成9年7月8日)
➤ 第3次勧告 (平成9年9月2日)
➤ 第4次勧告 (平成9年10月9日)
➤ 第5次勧告 (平成10年11月9日)
➤ 意見 (平成12年8月8日)
➤ 市町村合併についての意見 (平成12年11月27日)
➤ 最終報告 (平成13年6月14日)

【制度改正の主な内容】

➤ 機関委任事務制度の廃止
➤ 国と地方公共団体の新たなルール (自治事務, 法定受託事務ごとの関与のルール化)
➤ 必置規制の見直し
➤ 市町村への権限移譲の推進 (都道府県の条例による事務処理特例制度の創設)
➤ 地方団体による意見申出制度の創設
➤ 地方債許可制度の廃止

③ 平成13年6月 地方分権推進委員会最終勧告

＜第一期地方分権改革後の残された課題＞

- ・ 分権型社会にふさわしい地方財政秩序の再構築
- ・ 地方公共団体の事務に対する義務付けや枠付けなどの大幅な緩和
- ・ 地方分権や市町村合併を踏まえた新たな地方自治の仕組みの検討
- ・ 国から地方への事務・事業の移譲
- ・ 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策
- ・ 地方自治の本旨の具体化

(3) 市町村合併の推進

① 平成 11 年 合併特例法の改正

② 平成 12 年 12 月 「市町村合併後の基礎自治体数を 1,000 を目標とする」

(政府与党)

③ 平成 16 年 5 月 合併特例法を改正し, 5 年間延長

④ 平成 20 年 4 月 1 日現在の市町村数

	H12. 4	H18. 4	H20. 4
全 国 :	3,232 ⇒	1,820 (△43.7%) ⇒	1,788 (△44.7%)
中国地方 :	318 ⇒	114 (△64.2%) ⇒	110 (△65.4%)
広 島 県 :	86 ⇒	23 (△73.3%) ⇒	23 (△73.3%)

(4) 広島県の地方分権改革の取り組み

①平成 15 年 7 月 広島県分権改革推進審議会設置

②平成 15 年 10 月 事務事業の見直し及び行財政改革に係る大まかな案に関する中間報告

③平成 16 年 11 月 5 日 広島県の方権改革の推進に関する答申

④平成 16 年 11 月 15 日 分権改革推進計画 (別紙 1 参照)

(5) 三位一体の改革

① 平成 14 年 6 月 骨太の基本方針 2002

・ 国庫補助負担金, 地方交付税, 税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し, それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を, 今後 1 年以内に取りまとめる。

② 平成 16 年 11 月 26 日 三位一体の全体像について政府・与党合意

・ 国庫補助負担金については, 平成 17 年度及び 18 年度予算において, 3 兆円程度の廃止・縮減。

・ 税源移譲は, 概ね 3 兆円規模を目指す。この税源移譲は, 所得税から個人住民税への移譲によって行う。

・ 地方交付税については, 平成 17 年度及び 18 年度は, 地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う。

③ 三位一体改革の結果

・ 国庫補助負担金 : 4 兆 7 千億円の減少

・ 国から地方への税源移譲 : 3 兆円

・ 地方交付税 : 5 兆 1 千億円の減少

広島県分権改革推進計画【概要版】

推進期間：平成17年度から平成21年度

第1章 分権型行政システムを目指して

1 分権改革の必要性

- 中央集権型行政システムは、急速な近代化と経済発展に寄与した一方で、地域ごとの個性や特色を発揮することが困難
- 地域住民ニーズに応じて、地域住民の自主的な選択に委ねることにより、個性豊かな地域社会の形成が可能
- 住民に身近で総合行政が可能な地方において、創意工夫を生かしながら、民間とのパートナーシップの下で、少子・高齢化社会に対応すべき
- 全国的に市町村合併の進展により、基礎自治体の状況が大きく変化（広島県人口の9割以上は市に属する）

2 目指すべき分権型社会

- 基礎自治体は、住民に身近な行政を総合的に担う自己完結型自治体へと転換し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する主体となるべき
- 一方、広域自治体は、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する主体となるべき
- 国税から地方税への税源移譲により、歳出・歳入両面から地方の裁量を高め、分権型社会にふさわしい地方税財政基盤の充実を図ることが必要
- 3 広島県型分権システム
 - 合併後の基礎自治体の姿を前提に、「基礎自治体優先の原則」、「補完性の原理」を具現化するための現実的な課題を踏まえた方策を検討
 - 二重、三重の行政を排除したスリムな行政の構築のみならず、民間開放の視点も加えた事務事業の廃止、組織見直しの改革を行う
 - 既存の制度を前提とせず、あるべき姿を目指して、国への制度改正提案等を行う

第2章 分権時代における行政と民間との役割分担並びに国、県及び基礎自治体のあり方

1 民間との役割分担と連携・協働

- 存在意義が失われた事務事業の廃止とともに、民間に委ねられるものはできるだけ行政の役割を限定し、民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねる
- 行政分野の実施にあたっては、民間活力の徹底した活用を図る（民間委託、PFI、CM）

2 市町村合併後の県と基礎自治体の役割のあり方

- 合併による基礎自治体の広域化を踏まえ、県は、さらなる広域の事務事業に重点化するとともに、基礎自治体に関しては、連絡調整事務を主に担い、基礎自治体の補完的な事務は、極力縮減する

3 県から基礎自治体への事務・権限の移譲

- 現在の県が担っている事務事業について、基礎自治体の規模による差を設けることなく大幅な事務・権限の移譲を行う（制度上、移譲に制約のあるものは、国への制度改正提案を実施）

【中欄「事務事業移譲項目一覧表（抜粋）」参考】

- なお、財源措置、人的支援の措置とともに、基礎自治体の状況に応じた移譲方法やスケジュールを検討

4 国と県の役割のあり方（第3章 道州制とも関連）

- 国の役割は、国家存立にかかわる事務や全国的な視点に立った施策等の実施に限定・重点化し、県は広域自治体として、国の地方支分部局で行う地域事務の多くを、国から移管を受けて実施する
- 現行の都道府県で実施可能なもの（県内完結国道、一級河川管理等）は、国から地方への移譲を積極的に提案する

「事務事業移譲項目一覧表」（抜粋）

I 地域の福祉サービスに関する事務

現行法上、町も福祉事務所を設置できるため、生活保護や児童福祉など福祉事務所の権限について、福祉事務所の設置による移譲を進めていく。

II 地域の保健サービスに関する事務

- ・感染症対策など、法令により保健所長の権限とされている権限やその関連事務も多いため、保健所設置の要件緩和を提案し、保健所の設置により移譲する。
- ・クリーニング所の指導監督や未熟児家庭訪問指導などは、保健所の設置を要しないため、全ての市町に移譲する。

III 事業活動の規制に関する事務

- ・採石業、危険物取扱など事業活動の許可等に関する事務については、規制の効果や目的が市町の区域内で完結するものについては、市町に移譲する。
- ・農産物の生産・流通に関する事務について、農薬販売業や肥料販売業の届出などの事務事業を移譲する。

IV 環境の保全に関する事務

- ・ばい煙発生施設に関する規制、浄化槽設置の届出受付など、市町が実施した方が効果的、効率的なものは市町の規模等を勘案しながら移譲する。
- ・自然保護に関する事務について、鳥獣等の捕獲許可、自然公園等の維持・管理、行為規制などの事務事業を移譲する。

V 都市の整備に関する事務

- ・開発行為規制、建築確認などの都市行政に関する事務など、住民に身近な市町が担うべき町づくりに関する事務を移譲する。

VI 地域の土地利用に関する事務

- ・農業振興地域農用地区域内の開発行為の許可や農地転用の許可等を移譲する。
- ・保安林（市町の区域内で完結する水系内に限る。）の指定・解除についても移譲すべきであるが、国の同意が必要とされるなど制約があるため、制度改正後に移譲する。

VII 農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化や生活環境整備等に関する事務

- ・は場整備等の生産基盤整備や集落道等の生活環境整備など、効果が主に地域内で完結する県営事業について、市町による事業実施を進める。

VIII 地域の生活基盤に関する事務

- ・県管理の道路や港湾など交通基盤の整備・維持について、利用の広域性・地域性を踏まえ、市町による事業実施を進める。
- ・市町の区域内で水系が完結する2級河川の護岸補修等の単県工事や急傾斜地崩壊防止施設・治山施設の維持修繕などについて、市町による事業実施を進める。

IX その他

- ・行政サービスの利便性向上や事務処理の迅速化のため、旅券交付事務や文化財保護に関する事務を移譲する。

第3章 将来の広島県のあり方

1 都道府県改革の背景 2 都道府県再編の必要性

- 地方分権改革の推進、複雑かつ広域的な行政需要への対応、国・地方を通じた行財政改革の推進を背景に、都道府県のあり方は避けて通れない課題
- 地方分権の実現、広域的な行政需要への迅速な対応などの観点から、より広域的な施策運営を総合的に行える新たな広域自治体の構築が必要

3 都道府県再編のあり方 4 都道府県再編の方向性

- 国の地方支分部局や都道府県に代わる新たな広域自治体の姿として、できるだけ早期に道州制（自治的道州制）を目指す

5 道州制導入の意義及び目的

- 国の地方支分部局の事務権限や組織の大半を道州へ移管することにより、地域住民の民意を踏まえつつ、民主的かつ総合的に展開することが可能（民主化・総合行政の視点）
- 東京など大都市圏に依存することなく、地域ブロッケレベルのまとまりを促進し、自立した圏域を作り上げていくことが重要（自立した地域ブロッケ形成の視点）
- 国の地方支分部局と複数の都道府県の合体により、重複行政の解消とともに、人件費削減をはじめ行政コストの一層の削減にもつながるものと期待（行政の一層の効率化の視点）

6 道州の役割と権限

- 道州は、広域的な社会資本整備、交通・運輸、産業、雇用、国土保全などより専門性が高く圏域全体の視点に立った業務や連絡調整事務を担う（防衛施設局、矯正管区、公安調査局、航空交通管制部などを除く国の地方支分部局は道州へ移管）
- 基礎自治体の更なる再編が期待されるとともに、基礎自治体が担うことがふさわしい事務は移譲・移管を推進すべき
- 政令市を道州区域から完全分離する「都市州」とすることは道州制導入の目的に反する

7 道州制の区域のあり方

- 政治・行政的つながり、経済的つながり、社会的つながり等の指標から、現時点では、中国ブロッケを一つの単位とした区域（中国州（仮称））が適当

8 道州制における税財政制度のあり方

- 地方税を大幅に拡充することが不可欠であり、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方など根本的改革が必要
- 一方で、地域間の財政調整制度も重要な課題であり、交付税制度と道州間による水平的財政調整制度を基本とした2つの制度について更に検討を進め、道州制にふさわしい財政調整制度の創設が必要（財源保障の仕組みは不可欠）

9 道州の拠点となる都市と州都のあり方

- 州都にふさわしい都市あるいは都市圏として、①行政機能や企業集積があること、②国際的な交通基盤が整備されていること、③内外の各都市を結ぶ高速交通ネットワークが整備されていること、④高次都市機能が集積していることなどが条件

10 道州制導入に向けた今後の取組み

- 国から県、県から基礎自治体への事務・権限移譲の推進
- 自立した地域ブロッケ形成に向けた取組み
- 中核拠点性の向上、都市圏の魅力づくりに向けた取組み
- 道州制に向けた機運の醸成
- 道州制の制度設計に向けての検討、提案

2 第二期地方分権改革へ向けて

(1) 三位一体改革後の分権改革の動き

- ① 平成 18 年 6 月 7 日 「地方分権の推進に対する意見書」(地方六団体)
- ② 平成 18 年 7 月 「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」報告書(竹中総務大臣)
⇒ 10 年後のあるべき姿として道州制を想定

(ア) 新分権一括法を 3 年以内に提出

(イ) 地方債の完全自由化

(ウ) 再生型破綻法制の整備

(エ) 今後 3 年間で 5 兆円規模の税源移譲

(オ) 交付税改革(人口と面積で配分, 不交付団体の拡大など)

(カ) 地方行革

(キ) 道州制, 市町村合併, 都道府県と市町村の関係の見直し

- ③ 平成 18 年 10 月 安倍総理が地方分権改革推進法を国会に提出
⇒ 同年 12 月に成立

(2) 地方分権改革推進法と第二期地方分権改革

- ① 平成 19 年 4 月 地方分権改革推進委員会の設置
(委員長：丹羽 伊藤忠商会长)
- ② 平成 19 年 5 月 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を総理大臣に提出

(3) 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(地方分権改革推進委員会 平成 19 年 5 月)

① 地方主役の国づくり

- ・ 自治行政権, 自治財政権, 自治立法権を有する完全自治体＝地方政府の確立を目指す。
- ・ 国のあり方, 国のかたちそのものに関わる重要な政治改革
- ・ 将来の道州制の本格的な導入の道筋

② 調査審議の方針

(ア) 国と地方の役割分担の徹底した見直し

- ・ 教育, まちづくり, 社会保障など住民生活に直結した行政分野
- ・ 国の地方支分部局等の廃止・縮小
- ・ 地方自治体の組織・定員のスリム化

(イ) 権限移譲の推進

(ウ) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡充

(エ) 関与の見直し(法定受託事務を自治事務へ, 国庫補助負担金の廃止など)

(オ) チェックシステムの整備

(カ) 税源移譲の推進

(キ) 行政体制の整備及び確立方策

2 第二期地方分権改革へ向けて

(1) 三位一体改革後の分権改革の動き

- ① 平成 18 年 6 月 7 日 「地方分権の推進に対する意見書」(地方六団体)
- ② 平成 18 年 7 月 「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」報告書(竹中総務大臣)
⇒ 10 年後のあるべき姿として道州制を想定

(ア) 新分権一括法を 3 年以内に提出

(イ) 地方債の完全自由化

(ウ) 再生型破綻法制の整備

(エ) 今後 3 年間で 5 兆円規模の税源移譲

(オ) 交付税改革(人口と面積で配分, 不交付団体の拡大など)

(カ) 地方行革

(キ) 道州制, 市町村合併, 都道府県と市町村の関係の見直し

- ③ 平成 18 年 10 月 安倍総理が「地方分権改革推進法を国会に提出
⇒ 同年 12 月に成立

(2) 地方分権改革推進法と第二期地方分権改革

- ① 平成 19 年 4 月 地方分権改革推進委員会の設置
(委員長：丹羽 伊藤忠商会长)
- ② 平成 19 年 5 月 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を総理大臣に提出

(3) 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(地方分権改革推進委員会 平成 19 年 5 月)

① 地方主役の国づくり

- ・ 自治行政権, 自治財政権, 自治立法権を有する完全自治体＝地方政府の確立を目指す。
- ・ 国のあり方, 国のかたちそのものに関わる重要な政治改革
- ・ 将来の道州制の本格的な導入の道筋

② 調査審議の方針

(ア) 国と地方の役割分担の徹底した見直し

- ・ 教育, まちづくり, 社会保障など住民生活に直結した行政分野
- ・ 国の地方支分部局等の廃止・縮小
- ・ 地方自治体の組織・定員のスリム化

(イ) 権限移譲の推進

(ウ) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡充

(エ) 関与の見直し(法定受託事務を自治事務へ, 国庫補助負担金の廃止など)

(オ) チェックシステムの整備

(カ) 税源移譲の推進

(キ) 行政体制の整備及び確立方策

(5) 「第二期地方分権改革への提言」(全国知事会 平成19年7月12、13日)

- ① 分権改革の理念と方向
- ② 税財政のあり方 ～税源移譲の実現～

(ア) 税源移譲により国税と地方税の税源配分を5:5に

⇒国から地方への6兆円の税源移譲

・ 過去の積み残し分

・ 今回の作業分 (分野別プロジェクトチーム)

・ 地方支分部局の整理

(イ) 税源移譲にあたっての地域間の調整

・ 移譲税目を偏在度の少ない、地方消費税、住民税とする。

・ 地方税の税目は、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとする。また、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直し。

・ 移譲財源は、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みを検討。

(ウ) 地方交付税の総額確保と地方共有税の導入

③ 事務事業のあり方

④ 行政組織のあり方

(ア) 国庫補助負担金件数の削減

⇒件数を半減へ(国の人員定数の削減)

(イ) 直轄事業負担金の廃止

⑤ 地方支分部局の整理

(ア) 地方支分部局については、二重行政解消等の観点から不要なものについては廃止すべきである。その上で、地方でできることは地方で行うという考えのもとで、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべきである。

・ 都道府県単位の地方支分部局については、原則廃止

・ プロック単位の地方支分部局については、地方でできるものは廃止

・ ただし、

(a) 国の存立に関わる事務を取り扱う組織 (入国管理局、税関等)

(b) 全国的な規模・視点に立つて行う必要がある事務を取り扱う組織・事務 (地方航空局 (航空管制部門)、管区气象台等) 等は除く。

(イ) 地方支分部局の事務・権限等の地方への移譲については、必要な事務・権限の内容を十分精査し、不要な事務は廃止した上で、事業仕分けを行い、民間でできることは民間で行うとともに、地方で行うべきものについては事務・権限と財源を一体的に移譲すべきである。

(ウ) 地方支分部局の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず組織・事務の徹底したスリム化を進め、その上で地方として、必要な人員の受け入れについて、協力をするものとする。

〈参考〉これまでの人員削減状況 (⑤～⑨)

・ 都道府県知事部局 ▲ 17.4%

・ 国 ▲ 4.9%

(別紙 2)

国の地方支分部局の見直しについての経済財政諮問会議有識者議員とプロジェクトチームからの意見対比表

省庁名	支分部局名	諮問会議案	PT意見
総務省	総合通信局	○	○
	沖縄総合通信事務所	○	○
法務省	地方法務局等	○	○
厚生労働省	地方厚生局	○	○
	都道府県労働局	○	○
	労働基準監督署	○	○
	公共職業安定所	○	○
中央労働委員会	地方事務所	○	○
農林水産省	地方農政局	○	○
	北海道農政事務所	○	○
	北海道統計・情報事務所	○	○
林野庁	森林管理局・署(国有林野の管理・運営を除く。)	○	原則廃止 (一部存続) (注1)
水産庁	漁業調整事務所	○	原則廃止 (一部存続) (注2)
経済産業省	経済産業局	○	○
国土交通省	地方整備局	○	原則廃止 (一部存続) (注3)
	北海道開発局	○	○
	地方運輸局	○	○
	地方航空局(地域空港の整備に関する企画立案・調整に限る)	○	○
環境省	地方環境事務所	○	○

※ ○は廃止

(注1) 森林治水事業、地すべり防止事業のうち、国有林に関するものは存続。統計調査については、存続と廃止の両論があった。

(注2) 外国船の取締については、存続。外国船の客航許可、漁業の許可等の連絡調整については、存続と廃止の両論があった。

(注3) 国道の管理等については、公共事業等に係る地方の役割を拡大し、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いもの(下記の事業)に限定したうえで、存続

・道 路 (高速自動車国道、一般国道の一部で真に国が責任を持つべきもの)
 ・河 川 (2都府県以上にまたがる河川の一部、海岸事業の一部で真に国が責任をもつべきもの)
 ・港 湾 (スーパージバ中継港湾等)
 ・飛行場 (一種空港)

(5) - 2 「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」について

（全国知事会 平成 20 年 2 月 8 日）

○ 平成 19 年 7 月に取りまとめた、第二期地方分権改革への提言との違いは次のとおり

- ・ 国の地方機関として残す組織として「地方整備局等のうち公共事業等に係る地方の役割を拡大した後に、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いものを行う組織」
- ・ 沖縄総合事務局，地方法務局，漁業調整事務所などについては，廃止して地方へ移管する意見と国へ残す意見とが併記されている。
- ・ 廃止等対象機関数の試算を提示（廃止 2,770 機関，存続 668 機関）
- ・ 地方移譲対象業務に係る職員数の試算を提示（事務廃止 1,151 人，国残留 19,740 人，地方移譲 75,010 人，合理化削減 19,905 人，合理化後移譲 55,105 人 小計 95,901 人）

(6) 「中間的な取りまとめ」（地方分権改革推進委員会 平成 19 年 11 月 16 日）

① 「地方が主役の国づくり」に向けた取り組み

- (ア) 地方政府確立のための権限移譲
- ・ 中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
 - ・ 抜本的な権限移譲，義務付け，枠付け，関与の見直し

(イ) 完全自治体の実現

- ・ 自治行政権，自治立法権，自治財政権の確立

(ウ) 行政の総合性の確保

- ・ 住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
- ・ 広域連携による「自立と連帯」の推進

(エ) 地方活性化

- ・ 地方経済基盤の強化と民主導による地域再生

(オ) 自治を担う能力の向上

- ・ 住民，首長，議会の意識改革，職員の資質向上

② 法制的な仕組みの見直し

(ア) 義務付け，枠付け，関与の見直し等

国による義務付け，枠付け（執行方法等），関与（協議，同意等）の徹底した廃止縮小

(イ) 条例制定権の拡大

(ア) に合わせて，法令を条例で「上書き」する範囲を拡大

(ウ) 新たな義務付け，枠付け，関与についてのチェックシステム

(エ) 都道府県から市町村への権限移譲の法制化

③ 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し，検討

○重点事項

医療，生活保護，幼保一元化，義務教育，道路，

河川，農業

○その他の主な事項

福祉・保健，労働，子ども，教育，住宅・都市，
交通，環境，農業，商工業，防災

→ (別紙 3 参照)

④ 地方分権改革と地域の再生
⑤ 税財政

(ア) 国と地方の財政関係

・補助金，交付税，税源移譲を含む，税源配分等の一体的な改革を検討

(イ) 地域間の財政力格差の
是正

・税源偏在の是正方策を（ア）と一体的に検討

(ウ) 社会資本整備に関する
財政負担

・補助対象事業の限定など，国と地方の役割分担の見直し

(エ) 国庫補助負担金改革

・地方の自主性を阻害する補助金等の見直し

(オ) 財政規律

・財産処分に係る補助金返還要件の見直し
・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

⑥ 分権型社会への転換に向けた行政体制

(ア) 広域連合の拡充

・市町村が単独で担えない事務事業について，選
択肢としての広域連合等

(イ) 大都市制度のあり方

・広域的な圏域の規模，能力にふさわしい役割を
担うためのあり方の検討

(ウ) 地方支分部局等の見直し
・実態調査を踏まえ，今後，本格的見直し

(7) 地方分権改革推進委員会 第1次勧告（平成20年5月28日）

～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～

① 国と地方の役割分担の基本的な考え方

(ア) 地方が主役の国づくりに向けた，今次，地方分権改革の理念と課題

・ 地方政府の確立のための権限移譲

・ 完全自治体の実現

・ 行政の総合性の確保

・ 地方活性化

・ 自治を担う能力の向上

(イ) 国と地方の役割分担の見直し

・ 住民に身近な行政は地方で担い，「国と地方の二重行政」を排除する観点から，現状の役割分担の類型（重複型，分担型，重層型，関与型，国専担型）に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

(ウ) 広域自治体と基礎自治体の役割分担（基礎自治体優先の原則）

・ 市町村合併の進展等を踏まえ，都道府県から市町村へ権限移譲を推進

② 重点行政分野の抜本的見直し

○くらしづくり分野

幼保一元化，教育，医療，生活保護，福祉等

○まわりづくり分野

土地利用（都市計画，農地等），道路，河川

（別紙4参照）

③ 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(ア) 基礎自治体への権限移譲の推進

・ 64法律359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲

(イ) 補助対象財産の財産処分（転用・譲渡など）の弾力化

- ・ 原則，10年経過後の財産処分は，国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- ・ 10年経過前でも，災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮

⇒ 勧告後，速やかに実施（300以上の国庫補助金が対象）

④ 現下の重要二課題について

(ア) 道路特定財源の一般財源化

- ・ 一般財源化の検討に当たっては，税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき

(イ) 消費者行政の一元化

- ・ 消費生活センターの法的位置づけを明確化，地方自治体の取組みに思い切った支援措置
- ・ 事故発生時の報告徴収，立入検査，改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

⑤ 第2次勧告に向けた検討改題

(ア) 国の出先機関の改革の基本方向

- ・ 二重行政の解消に向け，国と地方の役割分担の類型に沿って，個別の事務・権限を地方へ移譲，本府省移管などに仕分けし，国の出先機関の廃止・縮小を検討

- ・ 本年夏の間報告後，第2次勧告へ

(イ) 法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け，枠付け等）

- ・ 国の法令による義務付け・枠付けの廃止縮小に向け，各府省に対し調査を実施。第2次勧告に向けての見直し作業を進める。
- ・ 広域連携の促進を含め，地方自治関係法制を見直し

(8) 国の出先機関の見直しに関する中間報告

(地方分権改革推進委員会 平成20年8月1日)

① 基本的考え方

- 国と地方の役割分担の抜本的見直し（住民に身近な行政は地方自治体へ，憲法第8章 地方自治の具現化）

- 行政の重複の徹底排除

- 国と地方を通じた行政の簡素化，効率化

- 地域の民主主義に基づくガバナンスの充実

② 事務・権限の仕分け

(ア) 事務・権限の仕分けの考え方の具体化

- ・ 事務・権限の廃止・民営化などの検討
- ・ 第1次勧告で取り上げた分野の取扱い
- ・ 地方移譲の対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化
- ・ 多くの機関に共通する事務・権限の仕分けの方向

(イ) 事務・権限の地方移譲にあたり，必要となる措置

- ・ 都道府県を越える広域的な事案に係る規制権限
- ・ 災害等の緊急時に機動的に対応できる仕組みの検討

③ 組織の見直しの方向

(ア) 基本的考え方

- ・ 二重行政の問題なし
 - 組織の存続を基本
- ・ 社会経済の変化による業務の意義の低下など
 - 組織の廃止検討
- ・ 二重行政の問題を解消するため，見直しが必要な機関
 - 出先機関の事務・権限がなくなるものは廃止
 - 一部の事務権限を存続させることとなるものは，同一府省内の他の出先機関（二重行政が問題とならない機関）への吸収の検討，府省を超えた総合的な出先機関への集約化の検討，都道府県単位機関のブロッカ化の検討，二重行政の弊害是正方策の検討

(9) 地方分権改革のスケジュール

○平成 19 年 4 月 地方分権改革推進委員会 発足

○平成 19 年 5 月 基本的考え方

○平成 19 年 11 月 中間的な取りまとめ

○平成 20 年 6 月 第 1 次勧告（委員会 49 回開催）

○平成 20 年 8 月 国の出先機関の見直しに関する中間報告

○平成 20 年度中 第 2 次勧告

○平成 21 年度 第 3 次勧告

分権推進計画閣議決定

新分権一括法案 国会提出

○平成 22 年 3 月末 地方分権改革推進委員会の設置期限

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討等

〔所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請〕
当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼

重点事項

① 医療

- ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
- ・国民健康保険における運営の広域化等

② 生活保護

- ・制度全般について総合的、抜本的に改革

③ 幼保一元化

- ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
- ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革

④ 義務教育

- ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
- ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大

⑤ 道路

- ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲

⑥ 河川

- ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲

⑦ 農業

- ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

その他の主な事項

① 福祉・保健

- ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止

② 労働

- ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討

③ 子ども

- ・放課後児童対策事業の一本化

④ 教育

- ・教育委員会制度のあり方

⑤ 住宅・都市

- ・公営住宅の基準・要件の見直し
- ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等

⑥ 交通

- ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
- ・自家用有償運送(過疎バス等)の規制緩和

⑦ 環境

- ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討

⑧ 農業

- ・農業委員会の必置規制の見直し

⑨ 商工業

- ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止・縮小等

⑩ 防災

- ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

財産処分に係る補助金返還要件の抜本的な見直し

- 転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
- 処分制限期間についてさらなる短縮化

重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

くらしづくり分野関係

① 幼保一元化・子ども

- ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)
- ・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年中に結論)
- ・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)

② 教育

- ・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)

③ 医療

- ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)
- ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)

④ 生活保護

- ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を目途に制度改正の方向性)

⑤ 福祉・公営住宅

- ・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に

⑥ 保健所

- ・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)

⑦ 労働

- ・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年中に結論)

まちづくり分野関係

① 土地利用(都市計画、農地等)

- ・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等…(21年度を目途に抜本見直し)
- ・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止
- ・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止

② 道路

- ・一般国道の直轄区間の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管

③ 河川

- ・都道府県内完結一級河川を原則として都道府県に移管

④ 防災

- ・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止

⑤ 交通・観光

- ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小…(20年度中に結論)
- ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止

⑥ 商工業

- ・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
- ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)

⑦ 農業

- ・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化

⑧ 環境

- ・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。

・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。